

[別記2] 責任分担表

種 類	内 容	分 担	
		隠岐広域連合	指定管理者
管理施設、設備、備品等の維持管理			○
管理施設等の利用許可等			○
利用料金の徴収			○
事故・火災等による施設の損傷及び被災者に対する責任		○ (※1)	○ (※1)
管理施設に対する各種保険の加入	建物に係る火災保険の経費	○	
利用者等に係る保険の加入	施設賠償責任に係る保険の経費		○
物価変動	人件費、物品等物価変動に伴う経費の増		○
金利変動	金利の変動に伴う経費の増		○
隠岐島民、周辺地域・住民及び施設利用者の対応	地域等との協調		○
	施設管理、運營業務内容に対する住民及び施設利用者からの反対、訴訟、要望への対応		○
法令の変更	施設管理、運営に影響を及ぼす法令変更	○	
	一般的な法令変更		○
税制度の変更	施設管理、運営に影響を及ぼす税制変更	○	
	一般的な税制変更		○
不可抗力	不可抗力に伴う、施設、設備の修復による経費の増加及び事業履行不能	○ (※2)	
第三者への賠償	管理者としての注意義務を怠ったことにより損害を与えた場合		○
	上記以外の理由により損害を与えた場合	○ (※2)	

備品の購入	見積額 50万円未満のもの		○ (※3)
	見積額 50万円以上のもの	○ (※3)	
施設、設備の損傷	見積額 50万円未満のもの		○ (※3)
	見積額 50万円以上のもの	○ (※3)	
事業終了時の費用	指定管理業務期間が終了した場合又は期間中 途における業務を廃止した場合における撤収費用		○
包括的管理責任		○	

(備考)

※1 第1次責任は指定管理者が有するものとする。

※2 不可抗力の発生に起因して指定管理者に損害、損失及び追加費用が発生した場合は、当該費用につき合理性の認められる範囲内で隠岐広域連合が負担する。ただし、指定管理者が付保した保険により填補された金額相当分については、隠岐広域連合の負担に含まないものとする。

※3 原則この見積額をもって分担するが、見積額の基準については協議によって定めるものとする。